

自動販売機設置事業者募集要項

北海道では、下記物件に設置する飲料用自動販売機の設置事業者を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 募集する物件

- (1) 契約の目的の名称
飲料用自動販売機の設置に係る土地賃貸借契約及び建物賃貸借契約
- (2) 物件の名称等
施設名 北海道立総合博物館
所在地 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2、50-1、50-6、江別市西野幌685-1
なお、別紙「募集物件リスト」の物件番号ごとに募集します。
- (3) 貸付期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日までとします。
更新はありません。
- (4) 貸付料
見積もった価格とします。
- (5) 貸付物件の仕様等
別添仕様書のとおりです。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (4) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (5) 法人にあつては北海道内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては北海道内で事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、過去3年間に2年以上の管理・運営実績を有していること。

3 応募申込手続

- (1) 資格を証する書類の提出
この募集に参加を希望される方は、応募資格要件を全て満たしているか審査を行うため、見積合わせ参加資格審査申請書（兼参加申込書）及び資格を証する関係書類を提出してください。
 - ① 申請期間
平成30年2月23日から平成30年3月7日まで（月曜日を除く。）の毎日、午前9時00分から午後5時00分まで ※郵送の場合は、提出期間内必着とします。
 - ② 提出方法
持参又は郵送により提出してください。
郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「自販機公募参加資格審査申請書在中」と明記するとともに、連絡先及び担当者名を明記してください。

③ 提出先

ア 提出先の名称 北海道博物館 総務部総括G

イ 提出先の所在地 〒004-0006

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

④ 提出書類

提出書類(各1部)	法人	個人	備考
見積合わせ参加資格審査申請書(兼参加申込書)	○	○	
法人登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)	○		法務局発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
身分証明書(写し可)		○	代表者の本籍地の市区町村発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
道税(道が賦課徴収するものに限る)に滞納がないことの証明書	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
本店が所在する都府県の事業税(道税の納付義務がある場合を除く。)に滞納がないことの証明書	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
自販機設置実績を証明する書類(任意様式)	○	○	
暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書	○	○	
委任状	○	○	代理で申込みを行う場合に限り。

⑤ 審査結果

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知します。

(2) 見積書の提出

応募資格を全て満たしていると認められる事業者は、見積書を提出してください。

① 提出期間

平成30年3月9日から平成30年3月16日まで(月曜日を除く。)の毎日、午前9時00分から午後5時00分まで ※郵送の場合は、提出期間内必着とします。

② 提出方法

持参又は郵送

郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「自販機公募見積書在中」と明記するとともに、連絡先及び担当者名を明記してください。

③ 提出先

3の(1)③に同じ。

④ 見積書記載金額

見積書に記載する金額は、契約期間中の貸付料の総額を記載してください。

なお、各物件に土地と建物があります。土地は消費税及び地方消費税の課税対象外ですが、建物は課税対象となるため、内訳に土地の貸付料、建物は貸付料と消費税及び地方消費税相当額含めた額を記載してください。

4 設置事業者の決定

(1) 決定方法

① 有効な見積書を提出した者であって、北海道が定めた予定価格以上で、最高の価格をもって見積もった者を契約の相手方とします。

② 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定します。

なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(2) 契約書の作成

設置事業者に決定した者は、北海道と自動販売機の設置に係る土地賃貸借契約及び建物賃貸借

契約を締結します。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供してください。

ただし、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではありません。

(4) 連帯保証人

連帯保証人を必要とします。

5 その他

(1) 見積合わせにおいて、2に規定する資格を有しない者のした見積書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した見積書の提出は、無効とします。

(2) 見積書提出者と契約の締結を行わない場合

見積書提出者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該見積書提出者とは契約の締結を行いません。

(3) その他

この募集要項のほか、見積心得その他関係法令の規定を承知してください。

6 参考情報

(1) 北海道立総合博物館各施設利用者数・利用台数及び販売数量実績

施設	関係公募物件(貸付箇所)	利用者数 ・利用台数	平均販売本数
北海道博物館	北海道博物館中2階休憩ラウンジ (A,B)	195,889人	16,357本
百年記念塔前駐車場		30,226台	
北海道開拓の村	北海道開拓の村管理棟 (C,D,E) " ビジターセンター (F) " 食堂 (G) " 軽飲食食堂 (H)	125,428人	24,383本
開拓の村前駐車場	北海道開拓の村駐車場 (I,J)	25,398台	3,715本
野幌森林公園	野幌森林公園公園案内所前 (K,L) 野幌森林公園休憩所 (M)	603,689人	7,790本
自然ふれあい交流館	自然ふれあい交流館 (N) 大沢口駐車場 (O)	45,747人	4,474本

注) 関係公募物件(貸付箇所)のアルファベットが、募集物件リストの記号に対応していません。

※1 北海道博物館の利用者数実績は、平成28年度に常設展示室利用者数と特別展示室利用者数を合計したものであり、同日に両方の展示室を利用した利用者は重複して計上されています。

※2 百年記念塔前駐車場の利用台数は、公園案内所側と北海道博物館側を合算したものを計上しています。

※3 野幌森林公園の利用者数は、平成28年度の駐車場利用台数や巡視による利用者数調査を基にした推計値です。

※4 平均販売本数は、現設置業者から聞き取った平成27年度及び平成28年度の平均です。

(2) 留意事項

詳細は、仕様書によりますが、主な留意事項は以下のとおりです。

① 北海道開拓の村管理棟 (C,D,E) 及び屋外(土地)の設置箇所の一部 (H,I,J,O) は電源設置

工事が必要です。

- ② 自動販売機（H,I,J,K,L,M,O）の設置期間は毎年4月16日から11月3日までです。
- ③ 屋外（土地）に設置する場合、北海道立自然公園条例に基づく工作物の設置許可が必要となり、許可条件を遵守する必要があります。
- ④ 屋外（土地）に設置する自動販売機は、夜間のディスプレイ部分の消灯又は減灯を行う必要があります。
- ⑤ この募集要項に掲載する自動販売機以外に、北海道博物館1階エントランスホールのカフェ、北海道開拓の村の食堂内売店及び軽飲食食堂において、北海道立総合博物館の指定管理者が飲料水等の販売を行う予定です。

7 募集に関する問い合わせ先

北海道博物館総務部総括G

TEL：011-898-0456

FAX：011-898-2657